

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	発電所構内において6号機の主タービン取替工事に伴う撤去品の移送作業中、トレーラの荷台の高さを調整するための油圧系統の油ポンプと配管との接続部から、約20リットルの油が道路上に漏れていることを協力企業作業員が発見し、トレーラを停止させ、漏れた油を拭き取り、消防署へ連絡した。消防署員による現場確認により「危険性はない」と判断された。	A	3月23日公表済 (PDF 215KB)

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液サージポンプの出口空気駆動弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系暖房用加熱蒸気供給配管のドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
3	1号機	廃棄物処理建屋所内蒸気戻り系フラッシュタンク（B）入口弁のハンドルが外れていたため、当該ハンドルを取付	D	
4	2号機	480V電源開閉装置（燃料交換機用）の点検において、しゃ断器トリップ接点に動作不良が認められたため、当該しゃ断器を交換	D	
5	2号機	主復水器用鉄イオン注入装置の海水供給ポンプ（B）に異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
6	2号機	復水脱塩装置出口流量記録計に指示値不良が認められたため、当該流量検出配管を含む測定回路を点検・修理	D	
7	3号機	非常用ディーゼル発電機用燃料移送ポンプ（A）の点検において、当該ポンプ出口のストレーナ差圧確認用出口側圧力指示計の目盛板に腐食及びガラス面内側に水滴の付着が認められたため、当該圧力指示計を交換及び雨よけ対策の検討	D	
8	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の点検において、軸封水温度計に指示値不良が認められたため、当該計器を交換	D	
9	3号機	試料採取系の自動減圧機構（原子炉冷却材浄化系入口及び出口（2箇所））の点検において、減圧機構内部の接続箇所にリークの痕跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	第5給水加熱器（A・B・C）のチューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計90本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
11	3号機	廃棄物処理建屋ブリコートタンク室サンプリングラックの廃液収集タンクサンプリング配管洗浄用水供給口の接続金具に接続不能が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンク温度計の指示値が26℃であるにも係らず、「ほう酸水貯蔵タンク温度低（設定値：21℃以下）」の警報が、誤発生したため、当該温度検出回路を点検・調整	D	
13	3号機	所内ボイラ室酸素濃度測定値が21%であるにも係らず、「所内ボイラ室酸素濃度低（設定値：18%以下）」の警報が誤発生したため、当該濃度検出回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）にチューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
15	5号機	高圧注水系タービン軸受温度記録計の減速機軸受温度に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該温度計器を点検・修理	D	
16	5号機	主復水器細管洗浄装置（A1）用ボール回収器への水張り用注水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
17	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器の冷却水手分析用サンプリング配管に流体の微少リークによる結晶物の析出が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
18	6号機	第3給水加熱器（C）入口逆止弁駆動部等の点検において、弁開閉制御用電磁弁（3台）にエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理	D	
19	6号機	無停電電源用交流120V/240V分電盤内のケーブル被覆に損傷（一部剥離）が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
20	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）の点検において、電動機軸受温度検出用信号ケーブルのフレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
21	6号機	自動減圧系窒素ガス補助圧縮機（A）出口冷却器用温度計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度計を交換	D	
22	6号機	主蒸気隔離弁漏洩試験用配管温度記録計の記録用紙送り機構部に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
23	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）駆動用電動機冷却水配管のストレーナ用ドレンプラグより水のリーク（1滴/30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	集中環境施設	廃棄物処理エリア換気空調系排風機（B）駆動用電動機の点検時期が点検周期を逸脱していることが認められたため、対応検討	C	
25	その他	海生物処理設備排水処理装置沈殿汚泥供給弁の開閉制御用電磁弁に動作不良（固着）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
26	その他	平成19年度の備品照合において、除却手続きの必要な備品が認められたにも係らず、当該備品の除却手続きを失念し遅延（約1年間）したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで